第１２次鳥獣保護管理事業計画

平成２９年４月　１日から
５年間
平成３４年３月３１日まで

平成29年3月31日策定
(平成30年3月26日一部改正)

山梨県

第一　計画の期間 ---------- 1

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項 ---------- 1
1　鳥獣保護区の指定 ---------- 1
（1）方針 ---------- 1
（2）鳥獣保護区の指定等計画 ---------- 2
2　特別保護地区の指定 ---------- 4
（1）方針 ---------- 4
（2）特別保護地区の指定計画 ---------- 4
3　狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 ---------- 6
（1）方針 ---------- 6
（2）狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画 ---------- 6
4　休猟区・特例休猟区の指定 ---------- 6
（1）方針 ---------- 6
（2）休猟区・特例休猟区の指定計画 ---------- 7
5　鳥獣保護区の整備等 ---------- 7
（1）方針 ---------- 7
（2）整備計画 ---------- 7
（3）保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要 ---------- 8

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 ---------- 8
1　鳥獣の人工増殖 ---------- 8
（1）方針 ---------- 8
（2）人工増殖計画 ---------- 8
2　放鳥獣 ---------- 8
（1）方針 ---------- 8
（2）放鳥計画及び種鳥の入手計画 ---------- 8

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 ---------- 9
1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 ---------- 9
（1）希少鳥獣 ---------- 9
（2）狩猟鳥獣 ---------- 9
（3）外来鳥獣 ---------- 9
（4）指定管理鳥獣 ---------- 9
（5）一般鳥獣 ---------- １０
2　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ---------- １０
（1）許可しない場合の基本的考え方 ---------- １０
（2）許可に当たっての条件の考え方 ---------- １０
（3）わなの使用に当たっての許可基準 ---------- １１
（4）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 ---------- １１
（5）鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方 ---------- １１
２－１　学術研究を目的とする場合 ---------- １１
（1）学術研究（（2）の標識調査を除く。）を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １１
（2）標識調査（環境省標識を装着する場合）を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １２
２－２　鳥獣の保護を目的とする場合 ---------- １２
（1）第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １２
（2）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １３
（3）傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １３
２－３　鳥獣の管理を目的とする場合 ---------- １３
（1）第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １３
（2）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る
被害の防止を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １４
（3）許可権限の市町村長への移譲等 ---------- １７
２－４　その他特別な事由を目的とする場合 ---------- １８
（1）博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １８
（2）愛玩のための飼養を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １８
（3）養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １８
（4）鵜飼漁業への利用を目的とする捕獲の許可基準 ---------- １９

（５）伝統的な祭礼行事等に用いる目的による捕獲の許可基準 ---------- １９
（６）前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的による捕獲の許可基準 -- １９
３　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 ---------- １９
３－１　捕獲許可した者への指導 ---------- １９
（１）捕獲物又は採取物の処理等 ---------- １９
（２）従事者の指揮監督 ---------- ２０
（３）危険の予防 ---------- ２０
（４）錯誤捕獲の防止 ---------- ２０
３－２　鳥類の飼養登録 ---------- ２０
（１）方針 ---------- ２０
（２）飼養適正化のための指導内容 ---------- ２０
３－３　販売禁止鳥獣等の販売許可 ---------- ２０
（１）許可の考え方 ---------- ２０
（２）許可の条件 ---------- ２０
３－４　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 ---------- ２０

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 ---------- ２１
１　特定猟具使用禁止区域の指定 ---------- ２１
（１）方針 ---------- ２１
（２）特定猟具使用禁止区域の指定計画 ---------- ２１
（３）特定猟具使用禁止区域の指定内訳 ---------- ２２
２　特定猟具使用制限区域の指定 ---------- ２４
（１）方針 ---------- ２４
（２）特定猟具使用制限区域の指定計画 ---------- ２４
３　猟区設定のための指導 ---------- ２４
（１）方針 ---------- ２４
（２）設定指導の方法 ---------- ２４
４　指定猟法禁止区域 ---------- ２５
（１）方針 ---------- ２５
（２）指定猟法禁止区域の指定計画 ---------- ２５

第六　第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 ---------- ２５
１　第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針 ---------- ２５
２　第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針 ---------- ２５
３　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 ---------- ２５
４　第二種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針 ---------- ２６
５　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 ---------- ２６

第七　ツキノワグマの保護管理に関する事項 ---------- ２６
１　方針 ---------- ２６
２　方法 ---------- ２６

第八　カワウの管理に関する事項 ---------- ２７
１　方針 ---------- ２７
２　方法 ---------- ２７

第九　鳥獣の生息状況の調査に関する事項 ---------- ２７
１　方針 ---------- ２７
２　鳥獣の生態に関する基礎的な調査 ---------- ２７
（１）方針 ---------- ２７
（２）鳥獣生息分布調査 ---------- ２７
（３）ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ---------- ２７
（４）ガン・カモ類月別調査 ---------- ２８
（５）狩猟鳥獣生息調査 ---------- ２８
（６）放鳥効果測定調査 ---------- ２８
（７）第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査 ---------- ２８
３　法に基づく諸制度の運用状況調査 ---------- ２８
（１）鳥獣保護区等の指定・管理等調査 ---------- ２９

（２）捕獲等情報収集調査 ---------- ２９
（３）制度運用の概況情報 ---------- ２９
４　新たな技術の研究開発 ---------- ２９
（１）捕獲や調査等に係る技術の研究開発 ---------- ２９
（２）被害防除対策に係る技術開発 ---------- ２９
（３）捕獲個体の活用や処分に係る技術開発 ---------- ３０

第十　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 ---------- ３０
１　鳥獣行政担当職員 ---------- ３０
（１）方針 ---------- ３０
（２）設置計画 ---------- ３０
（３）研修計画 ---------- ３０
２　鳥獣保護管理員 ---------- ３０
（１）方針 ---------- ３１
（２）設置計画 ---------- ３１
（３）年間活動計画 ---------- ３１
（４）研修計画 ---------- ３１
３　保護及び管理の担い手の育成及び確保 ---------- ３１
（１）方針 ---------- ３１
（２）研修計画 ---------- ３１
（３）狩猟者の育成及び確保のための対策 ---------- ３２
（４）認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保 ---------- ３２
４　鳥獣センター ---------- ３２
（１）方針 ---------- ３２
（２）鳥獣センターの施設計画 ---------- ３２
５　取締り ---------- ３３
（１）方針 ---------- ３３
（２）年間計画 ---------- ３３
６　必要な財源の確保 ---------- ３３

第十一　その他 ---------- ３３
１　鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題 ---------- ３３
２　狩猟の適正化 ---------- ３３
３　傷病鳥獣救護への対応 ---------- ３３
（１）方針 ---------- ３３
（２）体制 ---------- ３４
（３）傷病鳥獣の個体の処置 ---------- ３４
（４）感染症対策 ---------- ３４
（５）放野 ---------- ３４
４　感染症への対応 ---------- ３４
（１）高病原性鳥インフルエンザ ---------- ３５
（２）その他感染症 ---------- ３５
５　普及啓発 ---------- ３５
（１）鳥獣の保護管理についての普及等 ---------- ３５
（２）安易な餌付けの防止 ---------- ３５
（３）猟犬の適切な管理 ---------- ３６
（４）愛鳥モデル校の指定 ---------- ３６
（５）法令の普及徹底 ---------- ３６

（注）本計画における法令等の略称は次のとおりである。

法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
省令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第17号）
外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）
鳥獣被害防止特措法：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

第一　計画の期間

平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までの５年間とする。

第二　鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

１　鳥獣保護区の指定

（１）方針

①　指定に関する中長期的な方針

本県は周囲を高い山々に囲まれ、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒い。また、昼夜の気温差も激しく、盆地特有の内陸性気候を示している。また、県南部の富士川の最低点８０ｍから最高点は富士山の３，７７６ｍと標高差が大きく、低地林から高山帯まで、豊かな植生を見ることができる。

このような気象、地勢条件により、本県には四季を通じて多種多様な野生鳥獣が生息している。特に、南アルプス山系には特別天然記念物であるライチョウが生息しており、冬季には富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる富士川、笛吹川へのカモ類の渡来が多数確認されている。

第１次から第１１次鳥獣保護管理事業計画においては、これらの鳥獣の生息環境の保全を図るため、３９箇所、７４，７９５．９ヘクタールの鳥獣保護区を指定し、その鳥獣保護区内に１０箇所、６，３３１．１ヘクタールの特別保護地区を指定した。これにより、鳥獣保護区は本県林野面積の約２２パーセントを占めることとなった。

第１２次鳥獣保護管理事業計画においては、生物多様性の保全や環境の変化等を考慮して鳥獣保護区を指定することとし、指定期間が満了する鳥獣保護区については、原則として指定期間を更新する。

②　指定区分ごとの方針

ア　森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する野生鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣の生息地域、鳥獣の生息密度が高い地域、植生や地形が鳥獣の生息に適している地域のうち、必要と認められる地域について指定するものとする。その際、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で新規指定又は更新等を検討する。

イ　大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、当該地域に生息する多様な鳥獣相を維持するため、広域にわたって野生鳥獣の生息環境を保全する必要があると認められる地域について指定するとともに、期間満了となった箇所については原則として更新するものとする。

ウ　集団渡来地の保護区

県内の主要な湖沼・河川等、水鳥が集団で渡来する地域の生息環境の保全を図るため、必要と認められる地域について指定するとともに、期間満了となった箇所については原則として更新するものとする。

エ　集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、必要と認められる地域について指定するものとする。

オ　希少鳥獣生息地の保護区

山梨県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、その種の生態及び地域の自然的社会的特性等を考慮し、特に必要と認められる地域が生じた場合について指定するものとする。

カ　生息地回廊の保護区

生息地の分断により孤立する危険性のある地域個体群を保護するため、生息地間の移動経路となる

樹林帯等の地域のうち、特に必要と認められる地域が生じた場合について指定するものとする。

キ　身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊で鳥獣の良好な生息地となっている地域、また、自然とのふれあいや野生鳥獣の観察等環境教育の場として適した地域の環境を保全するため、必要と認められる地域について指定するとともに、原則として期間満了となった箇所については更新するものとする。

（２）鳥獣保護区の指定等計画

（第１表）

区分		森林鳥獣生息地		大規模生息地		集団渡来地		身近な鳥獣生息地		計	
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
既指定鳥獣保護区(A)		14	16,860.2	4	53,186.0	5	2,326.5	16	2,423.2	39	74,795.9
区分	年度	箇所	変動面積	箇所	変動面積	箇所	変動面積	箇所	変動面積	箇所	変動面積
本計画期間に指定する鳥獣保護区	H29										
	30										
	31										
	32										
	33										
	計(B)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区	H29										
	30										
	31										
	32										
	33										
	計(C)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区	H29										
	30										
	31										
	32										
	33										
	計(D)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区	H29										
	30										
	31										
	32										
	33										
	計(E)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計画期間中の増△減*		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
計画終了時の鳥獣保護区**		14	16,860.2	4	53,186.0	5	2,326.5	16	2,423.2	39	74,795.9

（注）集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊を目的とする鳥獣保護区の指定はない。

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

①　鳥獣保護区の指定計画

新規指定計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

（第２表）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
				Ha	ha	ha			
H29	身近な鳥獣生息地	富士塚万力鳥獣保護区	期間更新	200.0	0	200.0	H29.11.1～H39.10.31		
	身近な鳥獣生息地	塩の山鳥獣保護区	期間更新	45.0	0	45.0	H29.11.1～H39.10.31		
	集団渡来地	大野鳥獣保護区	期間更新	85.5	0	85.5	H29.11.1～H39.10.31		
	集団渡来地	山中湖鳥獣保護区	期間更新	1,360.0	0	1,360.0	H29.11.1～H39.10.31		
	計	４箇所		1,690.5	0	1,690.5			
H30	森林鳥獣生息地	八ヶ岳鳥獣保護区	期間更新	6,999.1	0	6,999.1	H30.11.1～H40.10.31		
	森林鳥獣生息地	御岳鳥獣保護区	期間更新	1,251.8	0	1,251.8	H30.11.1～H40.10.31		
	大規模生育地	富士山北鳥獣保護区	期間更新	15,401.0	0	15,401.0	H30.11.1～H40.10.31		
	森林鳥獣生息地	身延山鳥獣保護区	期間更新	886.0	0	886.0	H30.11.1～H40.10.31		
	森林鳥獣生息地	県民の森鳥獣保護区	期間更新	995.0	0	995.0	H30.11.1～H40.10.31		
	身近な鳥獣生育地	大和鳥獣保護区	期間更新	1.8	0	1.8	H30.11.1～H40.10.31		
	身近な鳥獣生息地	唐沢山鳥獣保護区	期間更新	3.8	0	3.8	H30.11.1～H40.10.31		
	森林鳥獣生息地	片山鳥獣保護区	期間更新	665.0	0	665.0	H30.11.1～H40.10.31		
	集団渡来地	三郡橋鳥獣保護区	期間更新	237.0	0	237.0	H30.11.1～H40.10.31		
	集団渡来地	本栖鳥獣保護区	期間更新	560.0	0	560.0	H30.11.1～H40.10.31		
	計	１０箇所		27,000.5	0	27,000.5			
H31	更新なし								
	計	０箇所							
H32	集団渡来地	雨畑湖鳥獣保護区	期間更新	84.0	0	84.0	H32.11. 1～H42.10.31		
	計	１箇所		84.0	0	84.0			
H33	更新なし								
	計	０箇所							
合計		１５箇所		28,775.0	0	28,775.0			

（注）・変更区分欄のうち、「期間更新」は既指定鳥獣保護区の存続期間終了後継続して鳥獣保護区を設ける場合であってその区域に変更がない場合、「期間更新及び区域拡大」は同じ場合であってその区

域を拡大する場合、「期間更新及び区域縮小」は同じ場合であってその区域を縮小する場合とする
・変更理由欄には以下の事項を記入する
１）解除及び期間満了後、期間更新を行わない場合の理由
２）区域変更の場合、その理由（合併拡大、境界見直し、保護区外生息地の発見等）
３）その他
・備考欄には上記の事実の他、名称変更を伴う場合はその旨を記入する。

2　特別保護地区の指定

（1）方針

① 指定に関する中長期的な方針

ア　特別保護地区の指定にあたっては、鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。

イ　指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。

ウ　本計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

② 指定区分ごとの方針

ア　森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。

イ　大規模生息地の保護区

多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的区域について指定するものとする。

ウ　集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的区域について指定するものとする。

エ　集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖を積極的に確保するために特に必要と認められる区域について指定するものであるが、県内には該当する区域がないため指定しないものとする。

オ　希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる希少鳥獣の繁殖・採餌の確保のため特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

カ　生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として保全する必要があると特に認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

キ　身近な鳥獣生息地の保護区

県民が身近に鳥獣と触れ合うことができる区域で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

（2）特別保護地区の指定計画

（第３表）

区　　分	森林鳥獣生息地		大規模生息地		集団渡来地		身近な鳥獣生息地		計	
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
既指定特別保護地区(A)	4	1,043.4	4	4,139.7	2	1,148.0	0	0	10	6,331.1

区分	年度	箇所	変動面積	箇所	変動面積	箇所	変動面積	箇所	変動面積	箇所	変動面積
本計画期間に指定する特別保護地区（再指定も含む）	H29					1	678.0			1	678.0
	30	2	862.4			1	470.0			3	1,332.4
	31										
	32										
	33										
	計(B)	2	862.4			2	1,148.0			4	2,010.4
本計画期間に区域拡大する特別保護地区	H29										
	30										
	31										
	32										
	33										
	計(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本計画期間に区域縮小する特別保護地区	H29										
	30										
	31										
	32										
	33										
	計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区（再指定も含む）	H29					1	678.0			1	678.0
	30	2	862.4			1	470.0			3	1,332.4
	31										
	32										
	33										
	計(E)	2	862.4			2	1,148.0			4	2,010.4
計画期間中の増△減*		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画終了時の特別保護地区**		4	1,043.4	4	4,139.7	2	1,148.0	0	0	10	6,331.1

（注）集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地を目的とする特別保護地区の指定はない。

* 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

（第４表）

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定地域	
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間
H29	集団渡来地	山中湖鳥獣保護区	ha 1,360.0	H29.11.1～ H39.10.31	ha 678.0	H29.11.1～ H39.10.31	ha	
		１箇所	1,360.0		678.0			
H30	森林鳥獣生息地	八ヶ岳鳥獣保護区	6,999.1	H30.11.1～ H40.10.31	686.4	H30.11.1～ H40.10.31		
	森林鳥獣生息地	御岳鳥獣保護区	1,251.8	H30.11.1～ H40.10.31	176.0	H30.11.1～ H40.10.31		
	集団渡来地	本栖鳥獣保護区	560.0	H30.11.1～ H40.10.31	470.0	H30.11.1～ H40.10.31		
	計	３箇所	8,810.9		1,332.4			

H31	更新なし							
H32	更新なし							
H33	更新なし							
合計		４箇所	10,170.9		2,010.4			

３　狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

（１）方針

指定期間が満了した鳥獣保護区については更新することを原則とするが、ニホンジカやイノシシ等の特定の鳥獣による農林業被害等が顕著であり、有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく個体数調整のみでなく、狩猟による捕獲の推進が求められている。

そこで、ニホンジカ又はイノシシによる著しい被害が発生している鳥獣保護区のうち、特に個体数を減少させて被害を軽減する必要がある区域については、被害が軽減するまでの間、一時的に区域を縮小又は解除し、当該区域をニホンジカ又はイノシシのみの捕獲ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行することにより、鳥獣保護区の目的の達成と被害軽減の両立を目指す。

これらの鳥獣による被害が軽減し、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図る必要が認められる場合には、再度鳥獣保護区として指定するものとする。

指定期間は５年間とする。

なお、指定期間が満了する区域については、鳥獣保護区に指定し直すことを前提として、被害の状況を検証するものとする。

（※）狩猟鳥獣捕獲禁止区域

地域の対象狩猟鳥獣を保護する見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合に、環境大臣による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に加えて、県知事が法第12条第2項に基づいて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域。指定により捕獲禁止の対象外となる特定の鳥獣の狩猟が可能となる。

（２）狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画

現在指定なし

新規指定計画なし

４　休猟区・特例休猟区の指定

（１）方針

県内において狩猟者登録数が長期的に減少傾向にあり、また許可捕獲によるニホンジカ等の大型獣類の捕獲を推進している中で、中小型の獣類や鳥類の捕獲頭数も減少していることから、当面、新たな休猟区の指定は行わない。

ただし、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等から、明らかな狩猟鳥獣の減少が見られる場合は，休猟区の指定を検討するものとする。

なお、指定する際には、以下の規定に従い取り扱う。

ア　休猟区は、狩猟鳥獣の減少を防止するために指定することとし、河川、道路、行政区界その他容易に確認できる境界線により区画する。

イ　休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保し、１箇所当たり1,500haを確保できるように努めることとする。また、分布に偏りがないよう配慮するものとする。

ウ　指定期間は２年間とする。

エ　なお、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度を活用するものとする。

オ　その他休猟区指定に関し必要な事項は、休猟区指定要領に基づき定めるものとする。

カ　狩猟鳥獣の捕獲状況調査や生息動向調査により生息数が減少していないと認められるときは休猟区の指定を見直すこととする。

（２）休猟区・特例休猟区の指定計画

現在指定なし

新規指定計画なし

５　鳥獣保護区の整備等

（１）方針

鳥獣保護区の境界線が明らかになるように標識を設置するとともに、自然条件を勘案してそれぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣に適した環境の整備・改善に努める。また標識等の設置状況及び鳥獣の採餌、営巣状況の確認のため、定期的な調査、巡回を行い保護及び管理の充実に努める。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化することが懸念される場合には、必要に応じて保全事業の実施を検討するものとする。

（２）整備計画

①　管理施設の設置

（第５表）

区分	現況	H29年度～H33年度
標識類の整備	期間更新の鳥獣保護区を中心に計画的に整備	新規指定箇所はないため、期間更新する鳥獣保護区及び再指定する特別保護地区について、境界線標識類を整備していく。

②　利用施設の整備

（第６表）

区分	現況	H29年度～H33年度
観察路、観察舎等の整備	整備済み	必要に応じて補修又は新規設置を検討する。
その他の施設等の整備	毎年２箇所程度を選定し、営巣施設を整備	鳥獣保護区内で毎年地区を指定し、巣箱の設置、修繕等を実施し、必要に応じて給水施設の整備を行う。

③　調査、巡視等の計画

（第７表）

区分		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
管理員等	箇所数	３９	３９	３９	３９	３９
	人数	７３	７３	７３	７３	７３
管理のための調査の実施		鳥獣保護管理員等により区域内の鳥獣保護区境界標識の状況を調査し、新設及び改善を必要とする施設の把握を行う。				

（３）保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

（第８表）

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
県内鳥獣保護区	必要に応じて実施箇所、実施内容を検討する。

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

１　鳥獣の人工増殖

（１）方針

県が行うキジ及びヤマドリの放鳥計画が円滑に実施できるよう、生産者に対し養殖技術の指導及び狩猟団体を交えての情報交換を行い、また事業の実施にあたっては鳥インフルエンザや他病原菌による影響を考慮し、放鳥個体について異変等が見られないか十分配慮する。

（２）人工増殖計画

（第９表）

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
H29 ～ H33	なし		キ　ジ ヤマドリ	養殖業者に対して巡回指導等を行い、養殖環境の整備及び亜種間交雑防止に対する助言指導を行う。	

２　放鳥獣

（１）方針

ア　放鳥の種類は、キジ及びヤマドリとする。放獣は行わない。

イ　放鳥は、定着率を考慮し、１２０日令以上の成鳥を放鳥するものとし、養殖技術の指導により優良鳥の確保を図る。なお、必要に応じて足環の装着による放鳥後の調査も実施する。

ウ　放鳥する鳥類が、生息地及び餌の競合、病原菌の伝播等により在来種に悪影響を与える恐れがある場合には放鳥しない。

エ　放鳥にあたっては、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する個体（同一の亜種に限る。）を放鳥する。

オ　放鳥羽数及び放鳥地域については、狩猟者による捕獲数の動向や各地域における生息状況等を考慮し、必要に応じて調整を行うものとする。

カ　休猟区を指定した際は、指定初年度及び必要に応じて指定期間内に、狩猟による捕獲数の動向に鑑み、放鳥に適した地域を選定し放鳥する。

（２）放鳥計画及び種鳥の入手計画

（第１０表）

種類名	放鳥の地域	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
キジ	鳥獣保護区	羽 340	羽 340	羽 340	羽 340	羽 340
ヤマドリ	鳥獣保護区	80	80	80	80	80

（第１１表）

種類名	H29年度			H30年度			H31年度			H32年度			H33年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
キジ	羽	羽 340	羽	羽	羽 340	羽	羽	羽 340	羽	羽	羽 340	羽	羽	羽 340	羽
ヤマドリ		80			80			80			80			80	

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

１　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

（１）希少鳥獣

①　対象種

法第２条第４項に基づき省令で定める鳥獣であって、環境省レッドリスト及び山梨県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧ＩＡ・ＩＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣とする。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

②　保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により希少鳥獣の生息状況や生息環境の把握並びに保護又は管理に努める。

（２）狩猟鳥獣

①　対象種

法第２条第７項に基づき省令で定める鳥獣とする。

②　保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。

また、市町村や研究機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、必要に応じて休猟区の指定、捕獲等の制限等を行うとともに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

（３）外来鳥獣

①　対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

②　管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

アライグマについては、外来生物法により平成２８年度に策定した第２期山梨県アライグマ防除実施計画に基づき積極的に捕獲し被害の防止に努める。

なお、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

（４）指定管理鳥獣

① 対象種

法第２条第５項に基づき省令で定める鳥獣とする。

② 管理の考え方

従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防ぐための必要最小限」とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。

県は、指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息分布域等に関する調査や個体数推定等を実施して、当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画において管理の目標を設定し、市町村等が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、隣接県とも調整を図りつつ必要な捕獲を実施し、指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認めるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

さらに、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮するものとする。

（５）一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）並びに指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

２ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

（１）許可しない場合の基本的考え方

次に掲げる場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

（２）許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

（３）わなの使用に当たっての許可基準

ア　わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができるものとする。

１）くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア）イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が１２センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ）イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が１２センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が４ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

２）とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は１２センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

３）ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

イ　標識の装着に関する基準

法第９条第１２項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

（４）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

（５）鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

２－１　学術研究を目的とする場合

（１）学術研究（（２）の標識調査を除く。）を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　研究の目的及び内容

次の１）から４）までのいずれにも該当するものであること。

１）主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

２）鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

３）主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

４）研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ　許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ　鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ　期間

１年以内。

オ　区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

カ　方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

１）法第12条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

２）殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ　捕獲等又は採取等後の措置

１）殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

２）個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

３）電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

（２）標本調査（環境省標識を装着する場合）を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ　鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ　期間

１年以内。

エ　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

網、わな又は手捕。

カ　捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

２－２　鳥獣の保護を目的とする場合

（１）第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行

われるものとする。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ　鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ　期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

エ　区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ　方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採ること。

（２）鳥獣の保護に係る行政事務の遂行を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ　鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ　期間

１年以内。

エ　区域

申請者の職務上必要な区域。

オ　方法

禁止猟法は認めない。

（３）傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とする捕獲の許可基準

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア　許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ　鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ　期間

１年以内。

エ　区域

必要と認められる区域。

オ　方法

禁止猟法は認めない。

２－３　鳥獣の管理を目的とする場合

（１）第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲の許可基準

ア　許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次の１）から４）までのいずれにも該当する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

１）従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

２）当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
３）当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
４）当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

イ　鳥獣の種類・数

捕獲数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ　期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ　区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ　方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

（２）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準

①　被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（（２）において「被害」という。）の防止の目的の捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（（２）において「予察」という。）についても許可できるものとする。

②　鳥獣による被害発生予察表の作成

ア　鳥獣による被害発生予察表（例示）

（第１２表）

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期（月）												被害発生地域
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
タヌキ	野菜類、果樹、家禽、人家	←											→	北杜市、甲斐市、都留市、南部町
アナグマ	野菜、果樹	←											→	身延町、南部町、都留市
ハクビシン	野菜、果樹、家屋侵入	←											→	甲府市、北杜市、甲斐市、山梨市、富士吉田市、都留市、南部町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
ハシブトガラス、ハシボソガラス	野菜、水稲、果樹、送電線他	←											→	山梨県全域
ムクドリ	果樹、野菜水稲	←											→	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、甲州市、山梨市
スズメ	果樹、水稲、野菜	←											→	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、山梨市、甲州市、南部町、都留市、西桂町、富士河口湖町
ドバト	糞害他	←											→	南アルプス市、昭和町、北杜市、韮崎市、笛吹市、山梨市、小菅村
オナガ	果樹	←											→	甲府市
カワウ	魚類	←											→	山梨県全域

※ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマは、予察捕獲許可の対象外である。

イ　被害発生予察地図

被害発生予察地図は、加害鳥獣の種類ごとに縮尺２０万分の１程度の地図にポイントを落とし、予察情報台帳に添付される地図に地域単位でまとめて作成する。

ウ　予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去５年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

③　鳥獣の適正管理の実施

ア　方針

農林水産物等に著しく被害を及ぼす鳥獣について、各関係機関と連携を図りながら、効果的な防除方法及び適正な個体数の管理方法を検討する。

イ　防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

（第１３表）

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ カワウ	H29 ～ H33	農林水産物に甚大な被害を与える鳥獣については、その鳥獣の種類ごとに可能な限り生息調査等を実施し、被害発生原因の分析・解明を行う。その結果を基に、第二種特定鳥獣管理計画等を策定し、各関係機関と連携を図りながら防除方法及び狩猟を含む個体数調整等の検討を行い、関係者を指導する。	

④　有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア　方針

（ア）許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の１）から５）のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

１）小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

ア）住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ）農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、１日１回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

２）被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

３）農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

４）国有林野関係職員が所定の研修を履修し国有林野及び官行造林地において、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣をわな又はあみを用いて捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合

５）法人に対する許可であって、以下のア）からエ）の条件を全て満たす場合

ア）従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

イ）当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

ウ）当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

エ）当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

（イ）鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

（ウ）期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

（エ）区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。

特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

（オ）方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、対象鳥獣を取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

（カ）その他

１）第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

２）被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

３）被害が稀である又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることは稀であるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

４）狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性

に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

⑤　有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア　方針

鳥獣による農林水産物被害が激甚な地域については、その地域ごとにあらかじめ捕獲隊を編成するよう市町村等を指導する。

また、県関係課で組織する庁内連絡会議や、各林務環境事務所単位で管内市町村職員を交えての地域野生鳥獣被害対策連絡会議を開催し、地域ごとの実情に応じた適切な防除・捕獲対策の一つとして、広域捕獲の体制づくりや方法についても検討するものとする。

イ　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域　（第１４表）

対象鳥獣名	対象地域	備考
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、その他鳥獣	被害発生市町村の区域	

ウ　指導事項の概要

「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」及び「山梨県野生鳥獣被害対策基本方針」に基づき指導を行う。

（３）許可権限の市町村長への移譲等

適切かつ迅速な対応を図るため、狩猟鳥獣のうち第１４表に規定する１１種の鳥獣について、「山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成１１年条令第４７号）」に基づき捕獲等の許可権限を市町村に移譲する。

また、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を策定し、同法第４条第７項により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

なお、許可事務の実施に当たっては、法、省令、本計画、県有害鳥獣捕獲実施要領等を遵守し適切に事務が遂行されるよう市町村に助言するとともに、許可事務の施行状況について報告を求める等、その連絡調整に努めるものとする。

①　市町村に権限移譲しているもの

（第１５表）

鳥獣名	許可基準					
	方法	区域	時期	日数	一件当たり捕獲羽（頭）数	許　可対象者
スズメ ムクドリ オナガ ハシボソガラス ハシブトガラス ドバト ニホンザル ノウサギ ツキノワグマ イノシシ	かすみ網、法第３６条に規定する危険猟法以外の猟法に限る。	管轄市町村	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に駆除実施できる時期。ただし、有害鳥獣捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障のある期間は避けるよう考慮するものとする。狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、適切な期間で許可するものとし、登録狩猟又は狩猟	２ヶ月以内とするよう努めるものとする。	被害を防止する目的を達成するために必要な数量（羽、頭、個）	原則として国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣の定める法人又は、被害

ニホンジカ			期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。			等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人

② 市町村に権限移譲していないもの

（第１６表）

鳥獣名	許可基準					
	方法	区域	時期	日数	一件当たり捕獲羽（頭）数	許可対象者
上記の市町村に権限移譲しているものを除く鳥獣のうち、環境大臣の許可以外のもの。	同上	各林務環境事務所の管轄区域内	同上	同上	同上	同上

２－４ その他特別な事由を目的とする場合

（１）博物館、動物園その他これに類する施設における展示を目的とする捕獲の許可基準

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

６か月以内。

エ 区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

（２）愛玩のための飼養を目的とする捕獲の許可基準

許可しないものとする。

（３）養殖している鳥類の過度の近親交配の防止を目的とする捕獲の許可基準

ア 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

６か月以内。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕。

（４）鵜飼漁業への利用を目的とする捕獲の許可基準

ア　許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ　鳥獣の種類・数

カワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

ウ　期間

６か月以内。

エ　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

手捕

（５）伝統的な祭礼行事等に用いる目的による捕獲の許可基準

ア　許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

イ　鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ　期間

３０日以内。

エ　区域

規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ　方法

禁止猟法は認めない。

（６）前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的による捕獲の許可基準

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

３　その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

３－１　捕獲許可した者への指導

（１）捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成７年総理府告示第４０号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

（２）従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

（３）危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

（４）錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

３－２　鳥類の飼養登録

（１）方針

鳥獣のうち、特に非狩猟鳥獣の個体の移動について的確に把握し、違法捕獲や違法飼養を未然に防止するよう指導を行う。

（２）飼養適正化のための指導内容

ア　県・市町村の広報誌等により、適正な飼養の周知徹底を図る。

イ　飼養許可を更新するときは、飼養個体と足環を照合し、長期更新個体については個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認して行う。

ウ　鳥獣保護管理員等により、巡回指導を行う。

エ　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。

オ　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

カ　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

キ　愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにする。

ク　違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

３－３　販売禁止鳥獣等の販売許可

（１）許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア　販売の目的が法第２４条第１項又は規則第２３条に規定する目的に適合すること。

イ　捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

（２）許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

３－４　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第３８条の２第１項の規定による許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第３７条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

１　特定猟具使用禁止区域の指定

（１）方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、次に掲げる区域を特定猟具使用禁止区域として、地域的状況の変化に応じて適切に指定していくこととする。

また、当計画において指定を予定していない地域においても年度ごとの調査により必要と認められた区域については適宜指定していくものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第４条第６項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

（２）特定猟具使用禁止区域の指定計画

（第１７表）

		銃猟に伴う危険を予防するための区域		わな猟に伴う危険を予防するための区域	
区分	年度	箇所	面積（ha）	箇所	面積（ha）
既指定特定猟具禁止区域(A)		105	22,942.4	1	25.9
本計画期間に指定する特定猟具禁止区域（再指定も含む）	H29	10	5,055.8	0	0.0
	H30	11	1,403.1	1	25.9
	H31	7	2,870.4	0	0.0
	H32	10	3,036.8	0	0.0
	H33	4	805.0	0	0.0
	計(B)	42	13,171.1	1	25.9
本計画期間に区域拡大する特定猟具禁止区域	H29				
	H30				
	H31				
	H32				
	H33				
	計(C)	0	0.0	0	0.0
本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域	H29				
	H30				
	H31				
	H32				
	H33				
	計(D)	0	0.0	0	0.0
本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止	H29	10	5,055.8	0	0.0
	H30	11	1,403.1	1	25.9
	H31	7	2,870.4	0	0.0

区域（再指定も含む）	H32	10	3,036.8	0	0.0
	H33	4	805.0	0	0.0
	計(E)	42	13,171.1	1	25.9
計画期間中の増減*		0	0.0	0	0.0
計画終了時の特定猟具禁止区域**		105	22,942.4	1	25.9

*箇所数については(B)－(E)、面積については(B)＋(C)－(D)－(E)

**箇所数については(A)＋(B)－(E)、面積については(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)

わな猟禁止区域について、銃猟禁止区域も併せて指定しており、銃猟禁止区域とわな猟禁止区域の両方に記載している。このため、銃猟禁止区域とわな猟禁止区域のそれぞれの箇所数及び面積を合計すると、重複している分が実箇所数及び実面積より大きい。

（３）特定猟具使用禁止区域の指定内訳

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

（第１８表）

	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備考
H29	都留市四日市場	川茂特定猟具使用禁止区域（銃）	182.0	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	山梨市三富	広瀬湖特定猟具使用禁止区域（銃）	55.0	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	山梨市	笛吹川フルーツ公園特定猟具使用禁止区域（銃）	100.0	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	北杜市白州町	白州尾白の森名水公園特定猟具使用禁止区域（銃）	38.3	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	北杜市武川町	大武川河川公園特定猟具使用禁止区域（銃）	27.6	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	富士吉田市、南都留郡忍野村、富士河口湖町、鳴沢村	富士北麓特定猟具使用禁止区域（銃）	4,150.0	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	大月市	猿橋特定猟具使用禁止区域（銃）	120.0	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	韮崎市	韮崎釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃）	269.1	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	北杜市長坂町	長坂小荒間特定猟具使用禁止区域（銃）	112.5	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	甲州市塩山	玉宮ざぜん草公園特定猟具使用禁止区域（銃）	1.3	H29.11.1～H39.10.31	再指定
	計	１０箇所	5,055.8		
H30	甲府市	荒川特定猟具使用禁止区域（銃）	174.3	H30.11.1～H40.10.31	再指定
	北杜市長坂町	日野特定猟具使用禁止区域（銃）	37.6	H30.11.1～H40.10.31	再指定
	南都留郡鳴沢村	絶頭特定猟具使用禁止区域（銃）	192.0	H30.11.1～H40.10.31	再指定
	甲府市	能泉湖特定猟具使用禁止区域（銃）	41.0	H30.11.1～H40.10.31	再指定

	笛吹市御坂町	御坂特定猟具使用禁止区域（銃）	50.0	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	西八代郡市川三郷町	市川三郷特定猟具使用禁止区域（銃）	128.0	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	上野原市	向風山特定猟具使用禁止区域（銃）	281.0	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	南アルプス市	あやめヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃）	80.2	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	甲府市、笛吹市境川町	中道特定猟具使用禁止区域（銃）	109.1	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	甲州市塩山	塩山千野小屋敷特定猟具使用禁止区域（銃）	284.0	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	南巨摩郡富士川町	増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域（わな・銃）	25.9	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	計	１１箇所	1,403.1		
H31	韮崎市、甲斐市	敷島双葉穂坂特定猟具使用禁止区域（銃）	688.6	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	上野原市	棡原特定猟具使用禁止区域（銃）	214.0	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	上野原市	野田尻特定猟具使用禁止区域（銃）	449.0	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	北杜市小淵沢町	小淵沢特定猟具使用禁止区域（銃）	672.9	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	北杜市	小淵沢東部清春特定猟具使用禁止区域（銃）	743.2	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	上野原市上野原	八米特定猟具使用禁止区域（銃）	34.4	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	富士吉田市	下吉田・上暮地特定猟具使用禁止区域（銃）	68.3	H31.11.1～ H41.10.31	再指定
	計	７箇所	2,870.4		
H32	北杜市武川町	武川特定猟具使用禁止区域（銃）	195.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	甲府市、山梨市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町	笛吹川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域（銃）	1,185.5	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	都留市	大幡特定猟具使用禁止区域（銃）	284.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	上野原市	犬目特定猟具使用禁止区域（銃）	170.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	南巨摩郡身延町、富士川町	中富特定猟具使用禁止区域（銃）	317.3	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	笛吹市八代町	八代特定猟具使用禁止区域（銃）	217.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	笛吹市境川町	境川特定猟具使用禁止区域（銃）	172.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	甲州市勝沼町	中原特定猟具使用禁止区域（銃）	227.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	南都留郡鳴沢村	富士天神山スキー場特定猟具使用禁止区域（銃）	84.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定

	大月市	花咲特定猟具使用禁止区域（銃）	185.0	H32.11.1～ H42.10.31	再指定
	計	１０箇所	3,036.8		
H33	北杜市高根町	清里特定猟具使用禁止区域（銃）	262.0	H33.11.1～ H43.10.31	再指定
	北杜市明野町	明野特定猟具使用禁止区域（銃）	240.0	H33.11.1～ H43.10.31	再指定
	北杜市須玉町	須玉特定猟具使用禁止区域（銃）	260.0	H33.11.1～ H43.10.31	再指定
	北杜市須玉町	みずがき湖特定猟具使用禁止区域（銃）	43.0	H33.11.1～ H43.10.31	再指定
	計	４箇所	805.0		
合計		４２箇所	13,171.1		

② わな猟に伴う危険を予防するための区域 （第１９表）

	わな猟に伴う危険を予防するための区域				
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備考
H30	南巨摩郡富士川町	増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域（わな・銃）	25.9	H30.11.1～ H40.10.31	再指定
	計	１箇所	25.9		
合計		１箇所	25.9		

①、② H30 増穂ふるさと自然塾特定猟具使用禁止区域については、わな・銃両方の禁止区域指定をしているため、それぞれに記載

２ 特定猟具使用制限区域の指定

（１）方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定する。

（２）特定猟具使用制限区域の指定計画

現在指定なし

新規指定計画なし

３ 猟区設定のための指導

（１）方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、適切に指導を行う。

本県における猟区：本 栖 猟 区（1,288.9ha H30.10.31指定期限）

本栖放鳥獣猟区（1,495.0ha H30.10.31指定期限）

（２）設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点

を十分考慮する。

ア　狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

イ　会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ　隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

エ　第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4　指定猟法禁止区域

（1）方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めるよう努める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるよう努める。

（2）指定猟法禁止区域の指定計画

（第２０表）

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
H15	鉛製銃弾を使用する方法	天子湖指定猟法禁止区域	107.3ha	指定の日から無期限	法第１２条第２項に基づく鉛製散弾使用禁止区域からの移行

新規指定計画なし

第六　第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1　第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数が著しく減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて第一種特定鳥獣保護計画を作成し、適切な捕獲等の抑制による個体群管理を行うものとする。

2　第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画を策定した鳥獣については、前年度における被害状況、捕獲状況、生息状況等のモニタリング調査結果等をもとに、毎年度検討会を開催する等の方法により保護対策の検証を行い、当該年度における第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画を作成するものとする。実施計画については関係機関と連携して実施するよう努めるものとする。

3　第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画を作成し、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小さ

せることとする。

その概要等は次のとおりである。

（第２１表）

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H29	ニホンジカの管理	ニホンジカ	H29.4.1～H34.3.31	山梨県全域	狩猟期間延長 一人１日当たりの捕獲頭数制限の緩和 くくりわなの規制緩和
	イノシシの管理	イノシシ	H29.4.1～H34.3.31	山梨県全域	狩猟期間延長 くくりわなの規制緩和
	ニホンザルの管理	ニホンザル	H29.4.1～H34.3.31	山梨県内２７市町村のうち、サルの生息が確認され、対策が必要な以下の２１市町村（富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）	

4　第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

（第２２表）

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
各年度	ニホンジカの管理	ニホンジカ	各年度	山梨県全域	
各年度	イノシシの管理	イノシシ	各年度	山梨県全域	
各年度	ニホンザルの管理	ニホンザル	各年度	山梨県内２７市町村のうちサルの生息が確認され、対策が必要な以下の２１市町村（富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）	

5　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定めるものとする。

第七　ツキノワグマの保護管理に関する事項

１　方針

全国的に個体数が減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図ることとする。

２　方法

（１）年間の捕獲可能頭数の上限は、狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲を合わせて原則７０頭とする。ただし、被害発生市町村の代表、学識経験者、農林業関係者、保護団体等多方面からなる検討会により、前年度の捕獲実績を勘案して当年度の捕獲可能頭数の上限を設定するものとする。

（２）狩猟者に対して捕獲可能数を周知するとともに、速やかな捕獲報告を求め、把握した捕獲情報を適時提供するものとする。

（３）有害鳥獣捕獲の必要が生じた場合には、設定した上限頭数を超えた捕獲についても可能とする。ただし、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

（４）山梨県野生鳥獣被害対策連絡協議会等を通じて、各種情報の共有化を図る。

（５）ツキノワグマに対する正しい知識を啓発するとともに、情報提供を行うことにより事故防止を図るものとする。

第八　カワウの管理に関する事項

１　方針

人間とカワウと魚類の共生を図り水産業被害等への対策を推進するため、山梨県カワウ管理指針に基づき適正な管理を行うこととする。

２　方法

（１）被害防除対策として、銃器やロケット花火による追い払い等を行う。

（２）銃器や釣り針による捕獲及びコロニーでの繁殖抑制等を行う。

（３）個体群管理として、個体数のモニタリング、ねぐら・コロニーの管理等を行う。

（４）関東カワウ広域協議会に参加し情報交換を行うと共に、一斉追い払いやモニタリング調査等に協力する。

第九　鳥獣の生息状況の調査に関する事項

１　基本方針

本県に生息する野生鳥獣の適正な保護管理及び適切な有害鳥獣捕獲を実施するため、各関係機関と連携し、野生鳥獣生息調査等を実施するとともに、狩猟者からの捕獲情報の収集・分析を行い、活用を図るものとする。

２　鳥獣の生態に関する基礎的な調査

（１）方針

県内に生息する鳥獣の種類・分布状況・多く見られる時期・生態等について、的確な把握に努める。

（２）鳥獣生息分布調査

鳥獣保護区を中心として鳥獣の種・確認された比率等をもとに、鳥獣の分布状況把握の資料とする。

（３）ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

（第２３表）

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内主要河川及び湖沼	H29～ H33	本県の主要なガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地に調査員を配置し、カウントすることにより、種ごとの個体数と経年変化を把握し、今後の保護対策を検討するための資料とする。	野鳥保護団体の協力を得て実施する。

（4）ガン・カモ類月別調査

本県は内陸県でありながら、河川や湖沼等は渡り鳥の主要な中継地となっている。しかし、時代とともに生息環境は変化しており、その指標ともなるガン・カモ科鳥類の渡来状況を把握することにより、その保護対策の資料とする。

（第２４表）

対象地区名	調査年度	調査月	調査方法・内容	備考
富士川水系 笛吹川水系 濁川水系 荒川水系 相模川水系 富士五湖	H29～ H33	毎年９月から翌年３月まで	調査地域内を歩行しながら確認できたガン・カモ科鳥類の全てを種別に記録するロードサイドカウントとする。	委託により実施する。

（5）狩猟鳥獣生息調査

狩猟者による捕獲の場所、数量の報告により生息状況を把握する。

（第２５表）

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	H29～ H33	猟期終了後に返納される狩猟者登録証裏面の捕獲報告欄に記載された捕獲実績の報告をもとに、資料整理を行う。	

（6）放鳥効果測定調査

毎年初猟日において、狩猟者からの聴き取りによるキジ・ヤマドリ出合数調査を実施し当該地域内でのキジ・ヤマドリの定着状況を把握する。

（7）第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

（第２６表）

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	H29～	狩猟者による目撃情報、狩猟期の捕獲情報の収集、糞塊密度等によるモニタリング調査を通じてシカの個体数管理の資料収集を行う。	森林環境部が実施する。
ニホンザル	H29～	テレメトリーによる生息域調査及びアンケート等による被害状況等のモニタリング調査を行う。	森林環境部が実施する。
イノシシ	H29～	狩猟者による目撃情報、被害状況調査、密度調査等によるモニタリング調査を行う。	森林環境部が実施する。

３　法に基づく諸制度の運用状況調査

（１）鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

（第２７表）

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
山中湖鳥獣保護区 本栖鳥獣保護区	H29	鳥獣の生息状況や種の多様性等を考慮して選定した２区域について、全長２．５km程度の調査コースを設定し、定点センサスとロードサイドカウント方式を複合し、年に４回、１地区３人による調査を実施し、生息状況の経年変化を把握する。 放鳥獣の効果についても、併せて把握する。	
富士山北鳥獣保護区 旭ヶ丘鳥獣保護区	H30		
八ヶ岳鳥獣保護区 片山鳥獣保護区	H31		
県民の森鳥獣保護区 社会福祉村鳥獣保護区	H32		
大菩薩鳥獣保護区 小金沢鳥獣保護区	H33		

（２）捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）について、捕獲を行った者から、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、目撃数等の情報を報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

（第２８表）

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ イノシシ	H29～H33	狩猟については出猟カレンダーにより、狩猟以外の捕獲については、別途定める様式により調査を行う。	ツキノワグマについては、捕獲後速やかに捕獲地域を所管する林務環境事務所等に報告をするよう指導する。

（３）制度運用の概況情報

鳥獣関係統計などの情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。

４　新たな技術の研究開発

（１）捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発するよう努める。わな猟について、新しい猟法の技術開発及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進めるよう努める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進めるよう努める。

（２）被害防除対策に係る技術開発

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進めるよう努める。

（３）捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進めるよう努める。

第十　鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

１　鳥獣行政担当職員

（１）方針

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録者数等を勘案し、適正に配置する。また、担当職員の専門的知識の向上を図るため、必要に応じて研修会等を開催する。

（２）設置計画

（第２９表）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">現況</th><th colspan="3">計画終了時</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>専任</th><th>兼任</th><th>計</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>計</th></tr>
<tr><td>森林環境部みどり自然課
自然保護担当</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td colspan="3" rowspan="5">計画期間中の行政需要を勘案し決定する。</td><td>鳥獣行政全般、企画立案、計画指導、狩猟免許試験、県外狩猟者登録等</td></tr>
<tr><td>中北林務環境事務所
森づくり推進課林業自然保護担当</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td rowspan="4">狩猟免許更新事務
県内狩猟者登録事務
有害鳥獣捕獲許可事務
鳥獣保護区等指定に関する調査
標識の設置
鳥獣保護区等工作物設置許可
狩猟の指導及び取締り
鳥獣に関する諸調査</td></tr>
<tr><td>峡東林務環境事務所
森づくり推進課林業自然保護担当</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>峡南林務環境事務所
森づくり推進課林業自然保護担当</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>富士・東部林務環境事務所
森づくり推進課林業自然保護担当</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>計</td><td>7</td><td>7</td><td>14</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr>
</table>

（３）研修計画

（第３０表）

名称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護研修	国	5月	1	全国	1	鳥獣関係司法警察員及び野生生物保護業務を担当している職員の鳥獣保護管理行政に関する識見の向上を図り、業務の遂行に必要な専門的知識を習得させる。	
関東山静ブロック 鳥獣行政担当者会議	都県	11月中	1	ブロック	30	鳥獣・狩猟行政に係る諸問題に対する意見交換等	
鳥獣行政担当者会議	県	5月、9月	2	全県	12	狩猟免許試験・更新・狩猟者登録制度	
市町村鳥獣行政 担当者会議	県	5月	1	全県	60	有害鳥獣捕獲、特定鳥獣管理捕獲、傷病鳥獣保護	

２　鳥獣保護管理員

（１）方針

鳥獣及び鳥獣の保護に関する専門的知識を有し、狩猟取締や鳥獣保護区の管理のほか、鳥獣の生息状況調査、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への普及啓発等、鳥獣保護管理事業を推進する地域の指導者として非常勤の鳥獣保護管理員を設置する。

鳥獣保護管理員の任命は、その職務に適格性を有する者を市町村長、狩猟団体又は鳥獣保護団体の推薦により充てることとし、その配置は、地域に密着した活動が可能となるよう市町村面積等を勘案して行う。

（2）設置計画

（第３１表）

基準設置数(A)	平成28年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	H29	H30	H31	H32	H33	計(C)	充足率(C/A)
73人	73人	100%	各年度 73 人(C)の鳥獣保護管理員を任命					73人	100%

（3）年間活動計画

（第３２表）

活動内容	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
鳥獣保護区の管理	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
狩猟の指導・取締								←	—	—	—	→	
鳥獣保護思想の普及啓発	←	—	→										
鳥獣の生息状況調査	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
鳥獣保護管理に関する地域への助言・指導	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
その他鳥獣保護に関する業務（傷病鳥獣保護等）	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	

（4）研修計画

（第３３表）

名称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修	各林務環境事務所	5月	1	ブロック	73	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理員の職務、傷病鳥獣の取扱、狩猟の指導・取締の方法等の習得、鳥獣保護及び管理	

3　保護及び管理の担い手の育成及び確保

（1）方針

近年の鳥獣保護思想の高まりにより、身近な市町村単位で鳥獣に対する知識を有した人材が強く求められている。このことから、市町村職員に対して研修会等を実施し、鳥獣の生態や保護に対する知識を普及させるとともに、地域住民に対する情報発信源としての機能を果たすよう努めることとする。

また、鳥獣の保護及び管理に関し専門的知見を持つ人材の育成及び確保を図るため、国の事業等の活用を図る。

（2）研修計画

（第３４表）

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考

市町村鳥獣行政担当者会議	県	5月	1	全市町村	60	法律の目的や野生鳥獣の果たす役割、傷病鳥獣の保護方法や狩猟の果たす社会的役割等について、統一的な認識を持ち、地域住民に対して啓発や具体的な活動を行うに足る知識を持つよう研修を行う。	

（３）狩猟者の育成及び確保のための対策

本県の狩猟者は、銃規制の強化や若年者の狩猟離れにより年々高齢化するとともに狩猟者数が減少してきている。狩猟者の減少は将来にわたって有害鳥獣捕獲等における従事者不足をもたらし、今後深刻な問題が生じる可能性が十分に考えられる。

農業被害を受けている農業者やゴミ集積場を荒らされるなどの生活被害に遭っている当事者みずから捕獲の担い手となることも必要である。

捕獲の担い手を確保するため、引き続き休日や農閑期に複数回狩猟免許試験を実施するとともに、狩猟免許試験制度の周知を図る。

さらに、メディア等を通じて若年層を中心として狩猟が果たしてきた社会的な役割を啓発し、狩猟人口の確保を図るよう努めるとともに、狩猟者の確保及び育成が図られるように、研修等に努めるものとする。

（４）認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

県は、法人が実施する鳥獣の捕獲等の事業のうち、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業であるとして認定するものとし、また、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

４　鳥獣センター

（１）方針

山梨県鳥獣センターは、放鳥用キジの増殖を目的に昭和３９年、甲府市山宮町に設置された。その後、鳥獣保護思想の普及啓発の場を創設するため、施設の規模拡大が必要となり、昭和５１年に現在地に移転した。キジ増殖部門は昭和６２年に廃止し、傷病鳥獣保護及び鳥獣保護管理思想の普及啓発を主要業務として現在に至っている。

近年では、毎年２万人を超える来場者数があり、自然保護思想の普及啓発の場として展示・研修施設の充実に努める。

（２）鳥獣センターの施設計画

（第３５表）

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
山梨県鳥獣センター	S51	甲府市和田町	1.1ha	管理棟、水鳥舎、親子工作室、小鳥舎、鳥獣保護室、展示室、キジの仲間舎	傷病鳥獣保護の機能に加え、鳥獣に関する様々な剥製等の学術標本が展示されている。年間２万人を超える利用がある。	武田の杜の施設として一体的な利用を図る。	指定管理者制度導入施設

5　取締り

（1）方針

かすみ網等を使用した違法な捕獲や、鳥獣の違法飼養、狩猟期における禁止事項の遵守について重点的に取締りを実施するとともに、鳥獣保護管理員、野鳥の会、警察等関係機関との連携及び協力に努め、迅速かつ適切な取締を行うこととする。

（2）年間計画

（第３６表）

事項	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
かすみ網等による密猟	←→												
有害鳥獣捕獲者･管理捕獲者	←→												
狩猟全般								←→					
鳥獣の違法飼養	←→												

6　必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第十一　その他

1　鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題

鳥獣保護区の現状は、第二の１のとおりであるが、鳥獣被害の増加により鳥獣保護区の更新が難しくなっている。鳥獣保護区においても、指定管理鳥獣の個体数調整の取組等により被害の軽減を図るなど、鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進する必要がある。

また、必要に応じて、区域を縮小、又は解除し狩猟可能な鳥獣を限定した上で狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定変更することについて検討する。

2　狩猟の適正化

狩猟行政においては、住宅や別荘地域の分散化により従来からその地域を狩場としてきた狩猟者と新規住民とのトラブルが多くなる傾向にある。

人と野生鳥獣とが共生するためには、野生鳥獣に対して適度に捕獲圧をかけていかなければならず、狩猟はその役割を担っている。このような狩猟の社会的意義について住民に対して普及啓発し、理解と協力を得る必要がある。

狩猟事故が起きると狩猟者個人の責任問題だけでなく、狩猟に対する社会的不信感を招くため、法令遵守及び狩猟者のモラルを維持・向上させ事故防止に努める。

併せて、狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度について、必要に応じてきめ細かく実施する。

3　傷病鳥獣救護への対応

（1）方針

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施する。

なお、救護に当たっては鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する。

（2）体制

次のとおりであるが、傷病鳥類等保護ボランティアの充実及び県内開業獣医師との協力・連携体制について検討する。

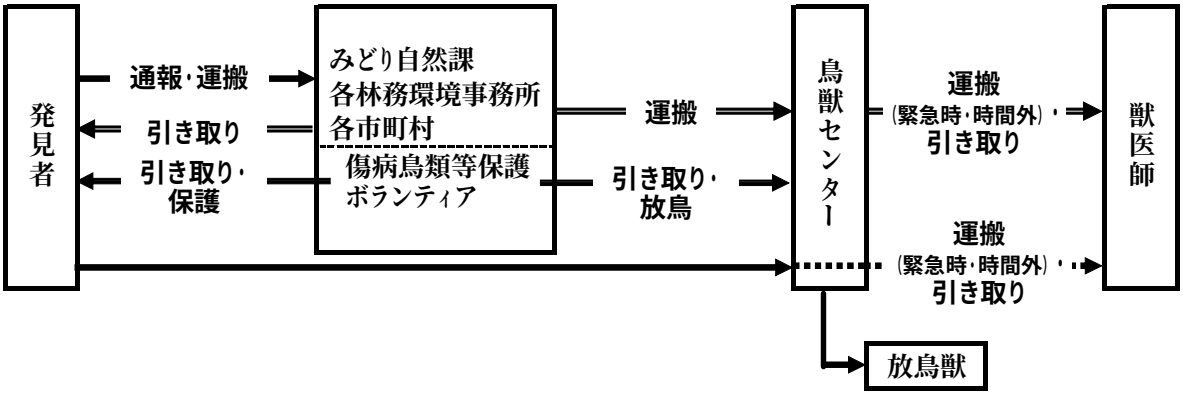

※ 基本的には、発見者が鳥獣センターへ搬入を行う。

※ ボランティアは実施要領に基づき保護･運搬を行う。

（3）傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。

（4）感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

（5）放野

次の考え方を基本として対応する。

ア　対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

イ　発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

ウ　感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

4　感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との

連絡体制を整備しておくものとする。

（1）高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

（2）その他感染症

鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

5　普及啓発

（1）鳥獣の保護管理についての普及等

①　方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年５月１０日から５月１６日までの愛鳥週間を中心に探鳥会、ポスターコンクール等の各種行事を実施する。

②　事業の年間計画

（第３７表）

事業内容	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
愛鳥週間行事		↔											
野生鳥獣写真コンクール	→	→						←	←	←	←	←	
野生鳥獣写真展示会	↔	↔	↔										
食餌木の植樹	↔	↔	↔										
親子ふれあい巣箱作り											↔	↔	
野生鳥獣講座		↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	

③　愛鳥週間行事等の計画

（第３８表）

	H29年度	H30	H31	H32	H33	備考
愛鳥週間行事	探鳥会 ポスターコンクール 愛鳥週間ポスター原画募集	同左	同左	同左	同左	
その他	野生鳥獣講座 野生鳥獣写真展示会 食餌木の植樹	同左	同左	同左	同左	小中学校の遠足、夏休み等において鳥獣センターにおいて実施する。

（2）安易な餌付けの防止

①　方針

不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置を含め、鳥獣への安易な餌付けは、人身被害及び農作物被害等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがあるため、鳥獣への安易な餌付けを防止するための啓発を図っていく。

②　年間計画

（第３９表）

重点項目	実施時期（月）												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
観光客等による餌付けの防止	←→												広報誌等で周知	一般県民、観光客
生ゴミや実収穫作物の不適切な管理、耕作放棄地の放置等の防止	←→												広報誌等で周知	一般県民

（３）猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

（４）愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、期間を定めて愛鳥モデル校を指定する。愛鳥モデル校は、野鳥愛護に積極的に取り組んでいる小中学校を地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じてその他の学校も指定する。

② 指定期間

平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までとする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

野鳥の餌となる実のなる緑化木の取得、学校林整備・保全推進事業や野鳥観察会等の講師の紹介を行うとともに、モデル校の活動報告をもとに野鳥愛護に関する取組を広く紹介するように努める。

④ 指定計画

（第４０表）

区分	H29年度～H33年度			備考
	既設	新設	計	
小学校	8	4	１２	
中学校	3		3	
その他の学校等	1	1	2	
計	１２	3	１７	

（５）法令の普及徹底

① 方針

狩猟期間中の銃猟による事故等の防止や、違法なわなによる狩猟を未然に防止するため、呼びかけやパトロールを積極的に実施するとともに、密猟の防止についても啓発を図っていく。

② 年間計画

（第４１表）

重点項目	実施時期（月）												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

鳥獣保護管理制度				↔	→		↔						講習会	狩猟免許更新者
鳥獣の判別				↔	→		↔						〃	〃
捕獲の制限				↔	→		↔	←	—	—	—	→	〃	狩猟者
鳥獣保護管理制度と狩猟	←	—	—	—	→								広報誌等	一般県民